

者の氏名、在留資格、在留期間等について、公共職業安定所（以下「所」という。）への届出が義務付けられているところである。

本通達において都道府県労働局（以下「局」という。）職業安定部外国人雇用対策担当部署（以下「局外国人雇用対策担当部署」という。）及び所において調整を図り行うこととする情報提供の流れは、おおむね次のとおりである。

ア

(7) 選定する事業場の業種は、次のとおりであること。

①

②

③

④

なお、

(イ)

イ

局労働基準部監督課（以下「局監督課」という。）

への情報提供

(7)

(イ)

①

i

ii

②

i

ii

③

i

ii

(ウ) [redacted]局監督課へ情報提供される [redacted]

別添1 [redacted]

(2) 監督対象事業場の選定等

ア 局監督課は、 [redacted]

[redacted]事業場の所在地を管轄する署（以下「管轄署」という。）と調整の上、的確に監督対象事業場を選定すること。

イ 局監督課は、選定した監督対象事業場について、管轄署へ提示するとともに、併せて、 [redacted]提示すること。

ウ 監督指導件数の目安

次のとおりとする。

(ア) [redacted]

(イ) [redacted]

(ウ) [redacted]

(3) 共同監督の実施

第3 監督指導の重点事項等

1 監督指導の重点事項

監督指導の重点事項は、次に掲げる事項とすること。

(1) 労働条件に係る事項

ア [redacted]

イ [redacted]

ウ [redacted]

エ [redacted]

オ [redacted]

カ [redacted]

キ [redacted]

ク [redacted]

ケ [redacted]

(2) 安全衛生に係る事項

ア [redacted]

イ [redacted]

2 措置

監督指導を実施した結果、認められた労働基準関係法令違反については、是正勧告を行うなど、必要な措置を講ずること。

3 監督付表の作成等

- (1) 本監督指導を実施した全数について、別添2「外国人労働者を雇用する事業場に対する監督指導付表」(以下「監督付表」という。)を作成すること。
- (2) 監督指導の際には、可能な範囲で、当該監督指導を実施した事業場に雇用されている外国人労働者の在留資格について確認するとともに、監督付表の裏面に記載している在留資格のうち、該当するものに✓を付し、人数を記入すること。なお、在留資格の確認に当たっては、別添3「在留資格一覧」を参考とすること。
- (3) 監督付表は、署において、本監督指導に係る監督復命書の決裁に併せて必要な決裁を受けた後、速やかに局監督課へ報告すること。
- (4) 局監督課においては、各月末日までに署から報告された監督付表を取りまとめ、その写しをPDFファイルにより翌月10日までに、本省監督課監察係(下記担当)あてメールにより報告すること。

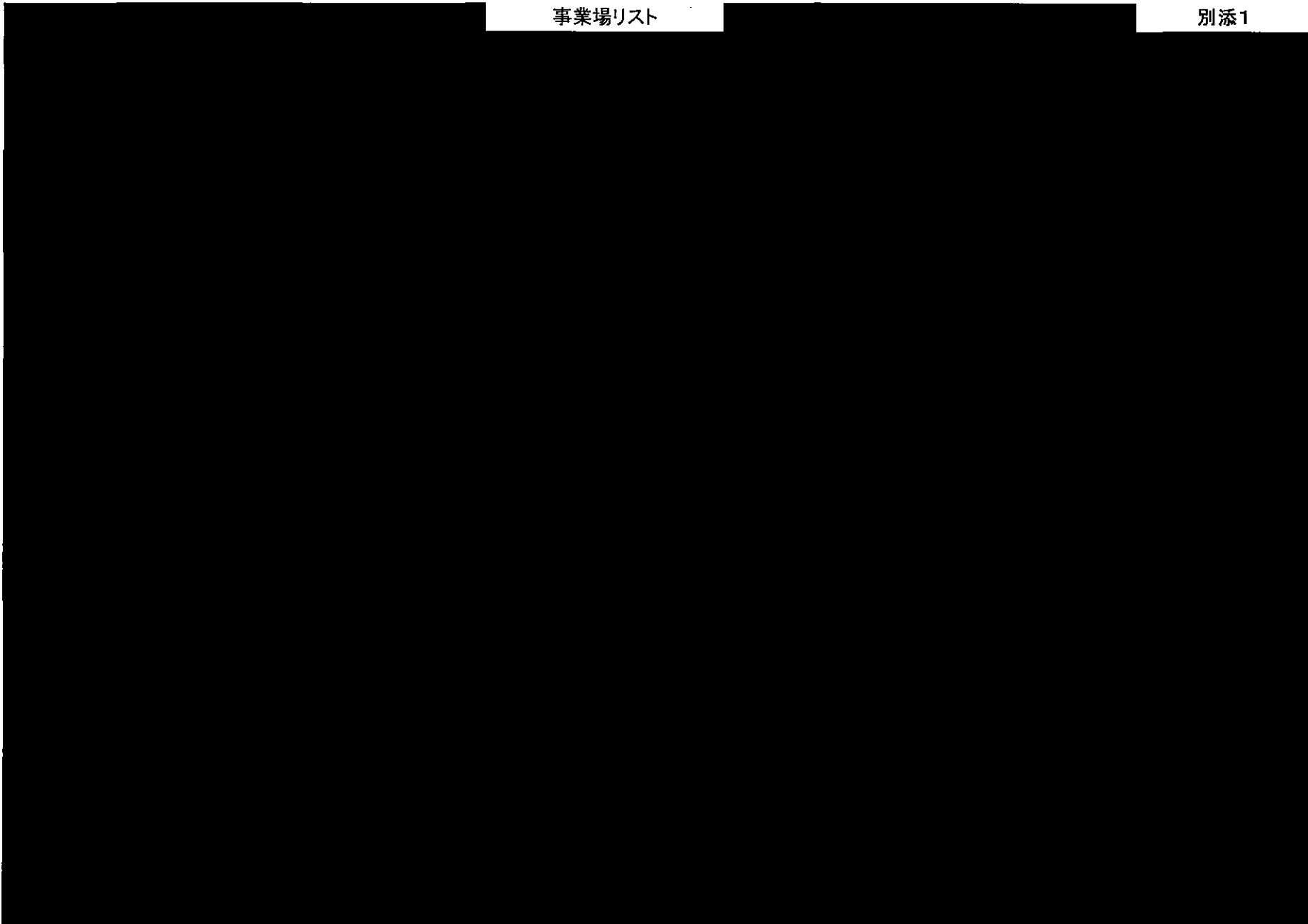
担当

本省監督課監察係

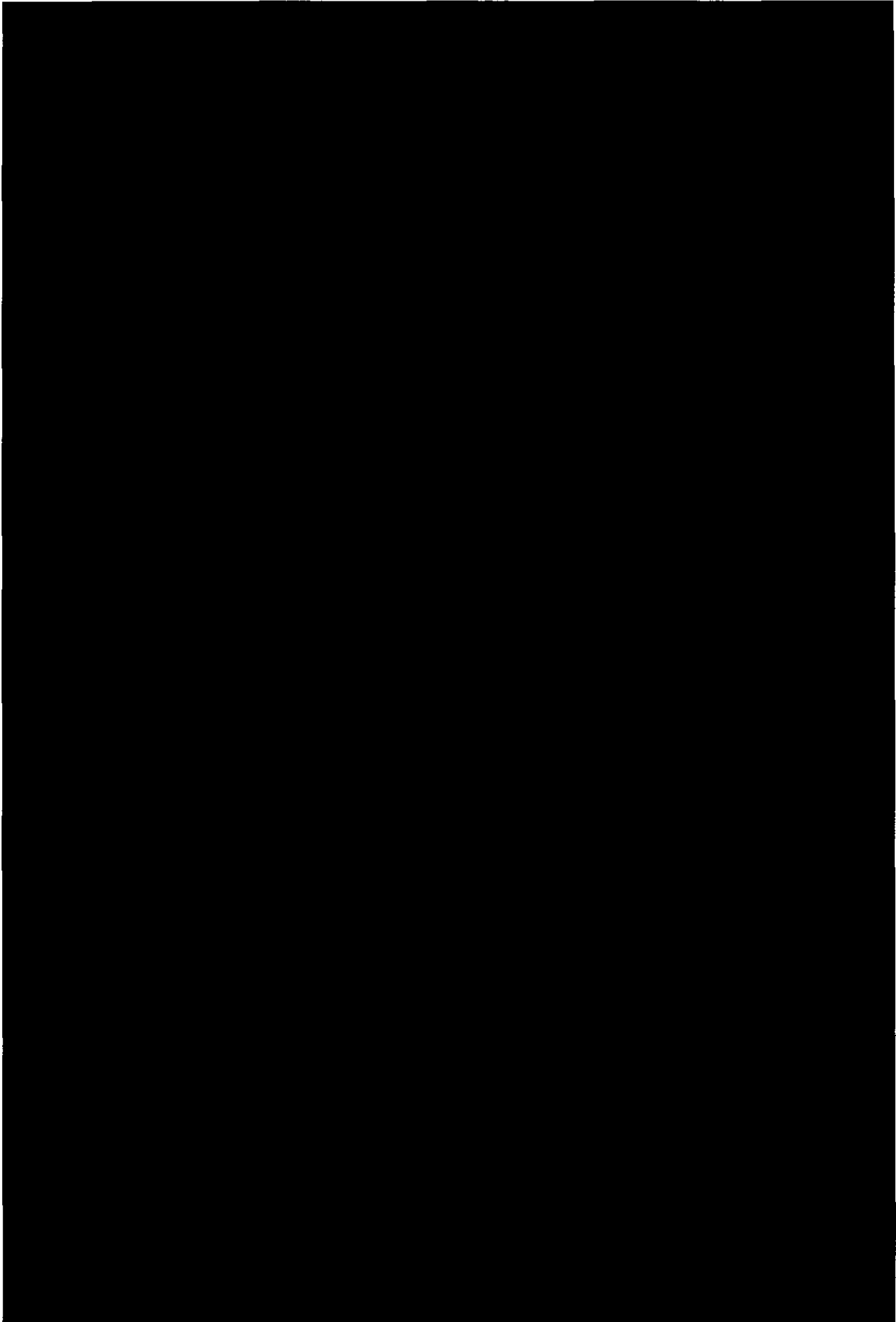
津田

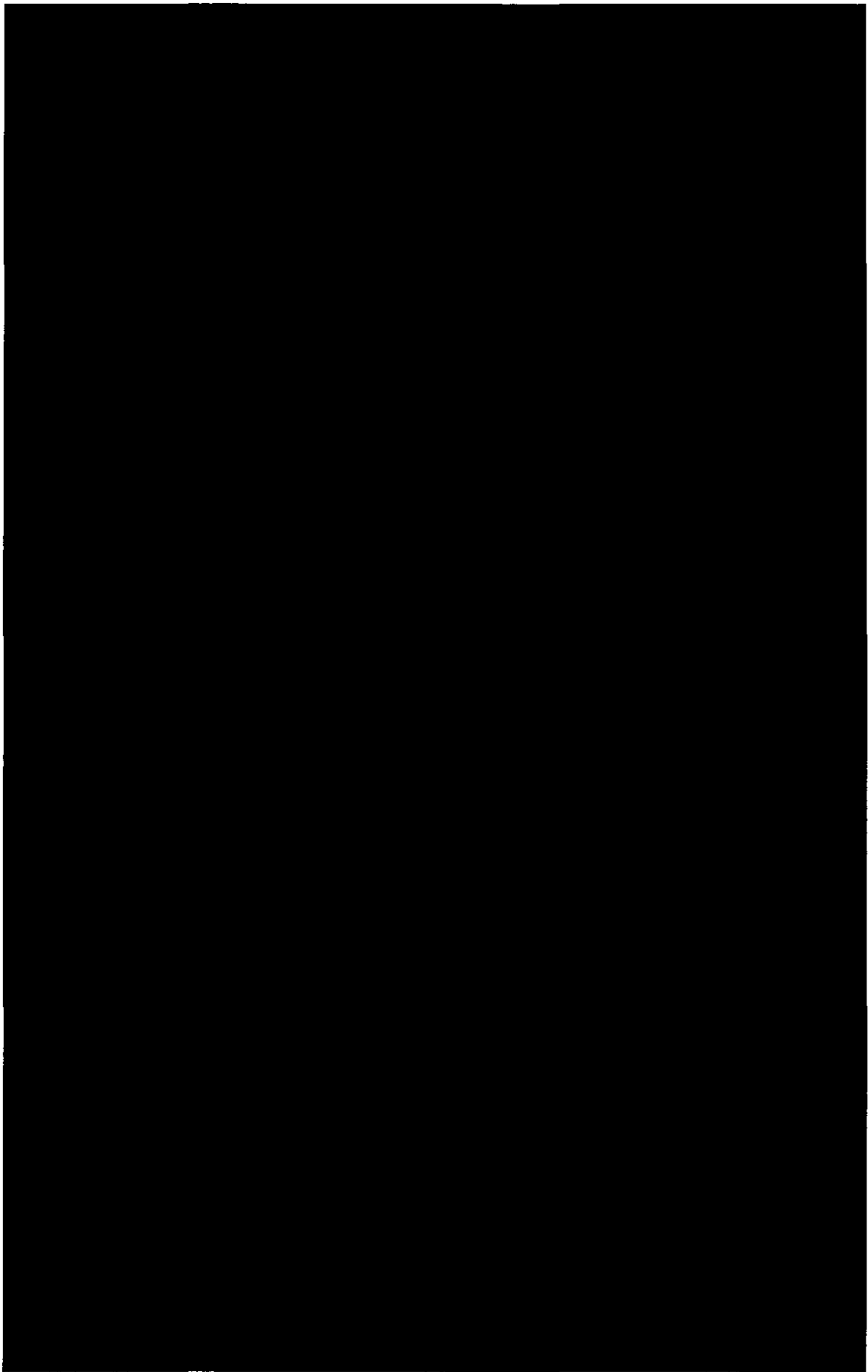
上田

米谷



外国人労働者を雇用する事業場に対する監督指導付表





在留資格一覽

在留資格	本邦において行うことができる活動	該当例	在留期間	就労可能
外交	日本国政府が接受する外国政府の外交使節団若しくは領事機関の構成員、条約若しくは国際慣行により外交使節と同様の特権及び免除を受ける者又はこれらの者と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動	外国政府の大使、公使、総領事、代表団構成員等及びその家族	外交活動の期間	○ (活動の範囲内)
公用	日本国政府の承認した外国政府若しくは国際機関の公務に従事する者又はその者と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動(この表の外交の項に掲げる活動を除く。)	外国政府の大使館・領事館の職員、国際機関等から公の用務で派遣される者等及びその家族	公用活動の期間	○ (活動の範囲内)
教授	本邦の大学若しくはこれに準ずる機関又は高等専門学校において研究、研究の指導又は教育をする活動	大学教授等	3年又は1年	○ (活動の範囲内)
芸術	収入を伴う音楽、美術、文学その他の芸術上の活動(この表の興行の項に掲げる活動を除く。)	作曲家、画家、著述家等	3年又は1年	○ (活動の範囲内)
宗教	外国の宗教団体により本邦に派遣された宗教家の行う布教その他の宗教上の活動	外国の宗教団体から派遣される宣教師等	3年又は1年	○ (活動の範囲内)
報道	外国の報道機関との契約に基づいて行う取材その他の報道上の活動	外国の報道機関の記者、カメラマン	3年又は1年	○ (活動の範囲内)

在留資格一覽

在留資格	本邦において行うことができる活動	該当例	在留期間	就労可能
投資・経営	本邦において貿易その他の事業の経営を開始し若しくは本邦におけるこれらの事業に投資してその経営を行い若しくは当該事業の管理に従事し又は本邦においてこれらの事業の経営を開始した外国人(外国法人を含む。以下この項において同じ。)若しくは本邦におけるこれらの事業に投資している外国人に代わつてその経営を行い若しくは当該事業の管理に従事する活動(この表の法律・会計業務の項に掲げる資格を有しなければ法律上行うことができないこととされている事業の経営若しくは管理に従事する活動を除く。)	外資系企業等の経営者・管理者	3年又は1年	○ (活動の範囲内)
法律・会計業務	外国法事務弁護士、外国公認会計士その他法律上資格を有する者が行うこととされている法律又は会計に係る業務に従事する活動	弁護士、公認会計士等	3年又は1年	○ (活動の範囲内)
医療	医師、歯科医師その他法律上資格を有する者が行うこととされている医療に係る業務に従事する活動	医師、歯科医師、看護師	3年又は1年	○ (活動の範囲内)
研究	本邦の公私の機関との契約に基づいて研究を行う業務に従事する活動(この表の教授の項に掲げる活動を除く。)	政府関係機関や私企業等の研究者	3年又は1年	○ (活動の範囲内)
教育	本邦の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、盲学校、聾学校、養護学校、専修学校又は各種学校若しくは設備及び編制に関してこれに準ずる教育機関において語学教育その他の教育をする活動	中学校・高等学校等の語学教師等	3年又は1年	○ (活動の範囲内)
技術	本邦の公私の機関との契約に基づいて行う理学、工学その他の自然科学の分野に属する技術又は知識を要する業務に従事する活動(この表の教授の項、投資・経営の項、医療の項から教育の項まで、企業内転勤の項及び興行の項に掲げる活動を除く。)	機械工学等の技術者	3年又は1年	○ (活動の範囲内)

在留資格一覽

在留資格	本邦において行うことができる活動	該当例	在留期間	就労可能
人文知識・国際業務	本邦の公私の機関との契約に基づいて行う法律学、経済学、社会学その他の人文科学の分野に属する知識を必要とする業務又は外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする業務に従事する活動(この表の教授の項、芸術の項、報道の項、投資・経営の項から教育の項まで、企業内転勤の項及び興行の項に掲げる活動を除く。)	通訳、デザイナー、私企業の語学教師等	3年又は1年	○ (活動の範囲内)
企業内転勤	本邦に本店、支店その他の事業所のある公私の機関の外国にある事業所の職員が本邦にある事業所に期間を定めて転勤して当該事業所において行うこの表の技術の項又は人文知識・国際業務の項に掲げる活動	外国の事業所からの転勤者	3年又は1年	○ (活動の範囲内)
興行	演劇、演芸、演奏、スポーツ等の興行に係る活動又はその他の芸能活動(この表の投資・経営の項に掲げる活動を除く。)	俳優、歌手、ダンサー、プロスポーツ選手等	1年、6月、3月又は15日	○ (活動の範囲内)
技能	本邦の公私の機関との契約に基づいて行う産業上の特殊な分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する活動	外国料理の調理師、スポーツ指導者、航空機等の操縦者、貴金属等の加工職人等	3年又は1年	○ (活動の範囲内)

在留資格一覽

在留資格	本邦において行うことができる活動	該当例	在留期間	就労可能
技能実習	1号	技能実習生	1年、6月又は法務大臣が個々に指定する期間(1年を超えない範囲)	○ (活動の範囲内)
	<p>イ 本邦の公私の機関の外国にある事業所の職員又は本邦の公私の機関と法務省令で定める事業上の関係を有する外国の公私の機関の外国にある事業所の職員がこれらの本邦の公私の機関との雇用契約に基づいて当該機関の本邦にある事業所の業務に従事して行う技能等の修得をする活動(これらの職員がこれらの本邦の公私の機関の本邦にある事業所に受け入れられて行う当該活動に必要な知識の修得をする活動を含む)</p>			
	<p>ロ 法務省令で定める要件に適合する営利を目的としない団体により受け入れられて行う知識の修得及び当該団体の策定した計画に基づき、当該団体の責任及び監理の下に本邦の公私の機関との雇用契約に基づいて当該機関の業務に従事して行う技能等の修得をする活動</p>			
	2号			
	<p>イ 1号イに掲げる活動に従事して技能等を修得した者が、当該技能等に習熟するため、法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用契約に基づいて当該機関において当該技能等を要する業務に従事する活動</p>			
	<p>ロ 1号ロに掲げる活動に従事して技能等を修得した者が、当該技能等に習熟するため、法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用契約に基づいて当該機関において当該技能等を要する業務に従事する活動(法務省令で定める要件に適合する営利を目的としない団体の責任及び監理の下に当該業務に従事するものに限る。)</p>			

在留資格一覽

在留資格	本邦において行うことができる活動	該当例	在留期間	就労可能
文化活動	収入を伴わない学術上若しくは芸術上の活動又は我が国特有の文化若しくは技芸について専門的な研究を行い若しくは専門家の指導を受けてこれを修得する活動(この留学の項から研修の項までに掲げる活動を除く。)	日本文化の研究者等	1年又は6月	×
短期滞在	本邦に短期間滞在して行う観光、保養、スポーツ、親族の訪問、見学、講習又は会合への参加、業務連絡その他これらに類似する活動	観光客、会議参加者等	90日、30日又は15日以内の日を単位とする期間	×
留学	本邦の大学、高等専門学校、高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)若しくは特別支援学校の高等部、専修学校若しくは各種学校又は設備及び編制に関してこれらに準ずる機関において教育を受ける活動	大学、短期大学、高等専門学校及び高等学校等の学生	2年3月、2年、1年3月、1年又は6月	×
研修	本邦の公私の機関により受け入れられて行う技術、技能又は知識の修得をする活動(この表の技能実習1号及び留学の項に掲げる活動を除く。)	研修生	1年又は6月	×
家族滞在	この表の教授から文化活動までの在留資格をもつて在留する者(技能実習を除く。)又はこの表の留学の在留資格をもつて在留する者の扶養を受ける配偶者又は子として行う日常的な活動	在留外国人が扶養する配偶者・子	3年、2年3月、2年、1年3月、1年、6月又は3月	×
特定活動	法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動	高度研究者、外交官等の家事使用人、ワーキング・ホリデー、経済連携協定に基づく外国人看護師・介護福祉士候補等	5年、4年、3年、2年、1年、6月又は法務大臣が個々に指定する期間(1年を超えない範囲)	△ (指定された活動が就労可能か否かによる)

資格外活動

<p>資格外活動の許可を受ければ、在留目的を変更することなく、許可された在留資格に応じた活動以外の以下の活動を行うことができる。</p> <p>① 1週について28時間以内の収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動</p> <p>② 地方入国管理局長が、資格外活動の許可に係る活動を行う本邦の公私の機関の名称及び所在地、業務内容その他の事項を定めて個々に指定する活動</p> <p>※資格外活動の許可の対象となる資格は制限されていないが、技能実習、研修、短期滞在は実態として許可されない。また、身分に基づく在留資格は、活動に制限がないため、資格外活動の許可の対象にならない。</p> <p>※風俗営業及び風俗関連営業での就労は許可されない。</p> <p>※在留資格「留学」「家族滞在」「特定活動」の場合は、①の許可(包括的許可)となるが、在留資格「文化活動」の場合は②の許可となる。</p> <p>※在留資格「留学」の場合、資格外活動は原則として1週28時間以内(研究生・聴講生は14時間以内)だが、夏季・冬季・春期休暇中は1日8時間以内となる。</p>
--

在留資格一覽

在留資格	本邦において行うことができる活動	該当例	在留期間	就労可能
永住者	法務大臣が永住を認める者	法務大臣から永住の許可を受けた者(入管特例法の「特別永住者」を除く。)	無期限	○
日本人の配偶者等	日本人の配偶者若しくは民法(明治29年法律第89号)第817条の二の規定による特別養子又は日本人の子として出生した者	日本人の配偶者・実子・特別養子	3年又は1年	○
永住者の配偶者等	永住者の在留資格をもつて在留する者若しくは特別永住者(以下「永住者等」と総称する。)の配偶者又は永住者等の子として本邦で出生しその後引き続き本邦に在留している者	永住者・特別永住者の配偶者及び我が国で出生し引き続き在留している実子	3年又は1年	○
定住者	法務大臣が特別な理由を考慮し一定の在留期間を指定して居住を認める者	インドシナ難民、日系3世、中国残留邦人等	3年、1年又は法務大臣が個々に指定する期間(3年を超えない範囲)	○